

日本太鼓助成金交付規程

2012年4月1日
規 第 1 5 号

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本太鼓財団（以下「当財団」という。）が、定款第5条の規定に基づき、わが国における太鼓活動の普及、振興を図り、太鼓文化の発展に寄与するため、太鼓団体等の行う事業に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定める。

(助成対象及び助成金額)

第2条 この助成金の対象となる事業（以下「事業」という。）、事業を行う者（以下「事業者」という。）並びに助成金の額については、別表「助成金交付基準」に記載のとおりとする。

2 事業の対象期間は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(募集方法)

第3条 募集は、当財団の機関誌、インターネット等を通じて行う。

(交付申請)

第4条 事業者は、交付を受けようとするときは、当財団が指定する期日までに別添様式1の助成金交付申請書を、当財団に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 当財団は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、運営委員会の審査を経て、交付すべきものと認めたときは、会長の承認を得て交付決定を行う。

2 当財団は、交付決定に伴い、事業者とその内容について契約を取り交わすものとする。

(計画変更承認)

第6条 事業者は、事業の内容を変更しようとするときは、別添様式2の事業計画変更届を当財団に提出し、その承認を受けなければならない。

(計画中止)

第7条 事業者は、事業を中止しようとするときは、別添様式3の事業中止届を当財団に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 事業者は、事業の進行及び収支状況について当財団から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

(完了報告)

第9条 事業者は、事業を完了したとき（第7条の規定により中止を届け出たときを除く。）は、その日から1か月を経過した日（但し、3月31日までとする。）までに別添様式4の事業完了報告書を当財団に提出しなければならない。

(助成金額確定及び支払い)

第10条 当財団は、前条の報告を受けたときは、報告書を審査し、助成金の額を確定した後、当該助成金を支払うものとする。但し、必要と認められる場合は前払いすることができる。

(交付決定取消等)

第11条 当財団は、第7条の規定により事業の中止の届出があった場合及び次に掲げる事項に該当する場合には、第5条に定める交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。この場合、事業者は前払金を返還しなければならない。

(1) 事業者が、この規程に違反した場合

(2) 事業者が、事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業者が、事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後に生じた事情により、事業の全部又は一部を継続することが困難となった場合

(調査等)

第12条 当財団は、事業の執行の適正を期するために、必要と認めるときは、事業者に対し報告を求め、又は帳簿書類等を調査し、必要な指示をすることができる。

2 事業者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しその状況を当財団に報告しなければならない。

第13条 この規程の変更は、理事会の議決を要するものとする。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。